

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  
事業実施状況及び事業効果検証報告書  
【令和6年度実施事業・令和7年度実施事業(繰越事業)】

可児市 市政企画部 財政課

令和8年3月

# 目 次

1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	
（1） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の創設 .....	1
（2） 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的 .....	1
（3） 交付金制度の概要 .....	1
（4） 交付金交付対象事業 .....	1
2. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施	
（1） 実施事業の選定 .....	2
（2） 実施計画の提出 .....	2
（3） 市への交付金の交付と予算措置 .....	2
（4） 事業の実施状況 .....	3
（5） 実施事業の内容 .....	3
3. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業実施による事業効果	
（1） 事業ごとの事業効果の検証 .....	4
（2） 事業実施による事業効果の分析 .....	5
4. まとめ	
（1） 物価高騰対策にむけて .....	7
（2） 臨時交付金の課題、問題点 .....	7

## 1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

### (1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の創設

国は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援について、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みの中で行ってきたが、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことから、同年11月に閣議決定された経済対策を機に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、新型コロナウイルス感染症との関連を要件としない新たな交付金を令和5年11月に創設した。

### (2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の目的

地方公共団体が地域の実情に応じた効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」とする。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図ることを目的とする。

### (3) 交付金制度の概要

交付金は、人口規模や財政力などにより算定される交付限度額により、各地方公共団体に配分される。地方公共団体は、国に交付金を充てて行う事業の実施計画を提出し、交付決定を受ける。事業終了後、国に実績報告書を提出するとともに事業の実施状況、事業の効果検証について、公表することが求められている。

### (4) 交付金交付対象事業

交付対象事業は、「エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業」とされている。

国は、令和6年11月に閣議決定された総合経済対策に基づき、推奨事業メニューとして、生活者支援や事業者支援の8つの対象事業を示すとともに、「低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠」（以下、低所得世帯支援枠等）を新たに追加した。低所得世帯支援枠等は、①物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業、②令和6年分所得税及び定額減税の実績額が確定したのち、令和6年に実施した定額減税しきれないと見込まれる人への給付（調整給付金）に不足のあることが判明した人への給付等の支援を主たる目的とする事業が対象事業であるとされ、①住民税非課税世帯に対し1世帯あたり3万円の給付金の支給、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である18歳以下の子ども1人あたり2万円の給付金の支給、②調整給付金に不足のある人に対して、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間に生じた差額を1

万円単位で切り上げて算定した額の支給を行うとされた。

また、「給付金・定額減税一体支援枠」については、低所得者や、令和6年に実施している定額減税しきれないと見込まれる人の支援を主たる目的とする事業であって、低所得者や定額減税しきれない人にその効果が直接及ぶ事業が対象とされた。具体的には、住民税均等割のみ課税世帯への1世帯あたり10万円の給付金の支給、住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯等の子育て世帯に対する子ども一人あたり5万円の給付金の支給、さらに定額減税しきれないと見込まれる人への調整給付金の支給を行うとされた。

## 2. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の実施

### (1) 実施事業の選定

国から物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援のため交付金を交付するとの方針が示されたことから、庁内各課に対してエネルギー・食料品等高騰に対応した事業者、生活者への支援を選定方針として示し、具体的には国が示す低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューを例示のうえ、以下の8つの区分により交付金活用事業の提案募集を行った。

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援  
(低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー)
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援(推奨事業メニュー)
- ③ 消費の下支え等を通じた生活者支援(推奨事業メニュー)
- ④ 省エネ家電等への買い替え促進による生活者支援(推奨事業メニュー)
- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援(推奨事業メニュー)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援(推奨事業メニュー)
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援(推奨事業メニュー)
- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援(推奨事業メニュー)

上記方針に基づき、交付金を活用して実施する事業を選定した。

### (2) 実施計画の提出

交付金を活用した事業を実施するため実施計画を作成し、国に提出した。令和6年度実施計画では6事業を計画した。

### (3) 市への交付金の交付と予算措置

国は、補正予算や予備費の使用により、4回にわたり交付限度額の通知及び交付金の交付を行った。

令和6年度交付決定額	14億5,437万8千円
うち低所得世帯支援枠分	1,568万円

うち推奨事業メニュー分	2億50万5千円
うち給付金・定額減税一体支援枠分	9億7,170万7千円
うち低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠分	2億6,648万6千円

なお、国の交付決定を受けて、交付金及び交付金を充てて行う事業の事業費について、補正予算により予算措置を行った。令和6年度の交付金については、9月及び12月補正予算により予算措置している。詳細については、資料編2-(1)「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 交付決定及び予算措置の状況」に掲載した。

#### (4) 事業の実施状況

令和6年度の事業費は、令和5年度からの繰越事業及び令和7年度への繰越事業を含め、15億4,004万2,384円であり、13億9,761万2千円の交付金を充てて実施した。事業ごとの決算額及び交付金の充当状況については、資料編1-(1)「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧」及び資料編2-(2)「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 決算及び交付金充当の状況」を参照されたい。

#### (5) 実施事業の内容

交付金を活用して実施し6事業の事業費について、前述した事業選定方針として示した4つの区分により分類、集計したのが次頁の表1である。また、事業ごとの取り組み状況については、資料編3-(1)事業効果検証シートに掲載した。

国の方針に従い、低所得世帯や子育て世帯支援のための給付金事業を行うとともに、推奨事業メニューにより物価高騰対策としての生活者向け、事業者向けの事業を実施した。

表2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧

事業名	事業実施年度	交付金対象事業費(円)	交付金充当額(円)
① 物価高騰に伴う低所得世帯支援		527,908,258	475,373,610
物価高騰重点支援臨時給付金事業 ※R5実施分のうちR6実施計画で追加交付された分	R5	10,850,000	10,850,000
物価高騰重点支援臨時給付金事業 ※R5財政調整基金立替分をR6実施計画で追加交付された分	R5	4,830,000	4,830,000
低所得者支援・定額減税補足臨時給付金事業(R6) (住民税非課税化世帯等・10万円給付)	R6	162,929,530	162,929,530
低所得者世帯重点支援臨時給付金事業 (住民税非課税世帯・3万円給付)	R6・R7	211,559,161	211,559,080
低所得者世帯重点支援臨時給付金事業 (上乗せ給付・2万円給付)	R6・R7	137,739,567	85,205,000

② 物価高騰に伴う子育て世帯支援		107,152,713	106,099,910
低所得者支援・定額減税補足給付金事業（R6） （こども加算・5万円給付）	R6・R7	19,770,990	19,770,990
低所得者世帯重点支援臨時給付金事業 （こども加算・2万円給付）	R6・R7	22,329,158	22,328,920
市立小中学校・保育園・幼稚園の給食費保護者負担の 軽減	R6	65,052,565	64,000,000
③ 物価高騰に伴う市民の負担軽減		830,526,551	830,526,480
低所得者支援・定額減税補足臨時給付金事業（R6） （調整給付金）	R6	830,526,551	830,526,480
④ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する 物価高騰対策支援		61,200,000	51,300,000
施設への物価高騰対策臨時支援金	R6	61,200,000	51,300,000
合計		1,526,787,522	1,463,300,000

### 3. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業実施による事業効果

#### (1) 事業ごとの事業効果の検証

事業ごとの事業効果の検証については、資料編3-(1)「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業効果検証シート」により行った。

##### ① 低所得者支援・定額減税補足給付金事業（R6）

この事業は、電気代やガス代などのエネルギー価格や食料品、日用品などの生活必需品の値上がりの影響を特に受ける低所得世帯の経済的支援として、令和6年度新たに住民税が非課税となる世帯及び住民税均等割りのみ課税となる世帯に対して1世帯あたり10万円の支援金（低所得世帯支援枠）を給付、同対象世帯において同一世帯となっている子ども1人あたり5万円の支援金（こども加算）を給付するものである。また、定額減税可能額が減税前税額を上回る（＝減税しきれない）と見込まれる所得税・住民税の納税義務者に対し、上回ると見込まれる額を給付するものである。

事業の実施により、低所得世帯や子育て世帯、賃金の上昇が物価高騰に追い付いていない市民の経済的負担の軽減につながった。

##### ② 低所得者世帯重点支援臨時給付金事業（R6）

この事業は、物価高の影響を大きく受ける低所得世帯及び子育て世帯を支援するため、住民税非課税世帯1世帯あたり3万円、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である子ども1人あたり2万円を給付するものである。本市においては、推奨事業メニュー分の交付金も活用して、住民税非課税世帯への給付に2万円を上乗せして、1世帯あたり5万円の支援金とした。

事業の実施により、低所得世帯や子育て世帯の経済的負担の軽減につながった。

### ③ 市立小中学校・保育園・幼稚園の給食費保護者負担の軽減

この事業は、食料品等の物価高騰による市立小中学校・保育園・幼稚園の給食材料費の増加分を、給食費の値上げという形ではなく、市費で負担することにより保護者の経済的負担を軽減することを目的とする事業である。

事業の実施により、子育て世帯の経済的負担感の軽減につながるともに給食の質の低下の防止につながった。

対象者数	小学校	5,016 人	中学校	2,746 人
	保育園	341 人		
	幼稚園	44 人		
負担軽減分	小中学校	58,356,808 円		
	保育園	4,777,513 円		
	幼稚園	1,040,659 円		

### ④ 施設への物価高騰対策臨時支援金

この事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、光熱水費や燃料費などが増加している障がい者福祉施設、高齢者福祉施設、保育施設、医療機関等に対する支援金の支給により、事業継続を支援するものである。これらの施設については、利用料金等が公定価格により決定される等、施設で自由に利用料金等を設定できないことから支援を行うものである。

事業の実施により、事業者に対する事業継続支援につながり、市民が利用する福祉・医療・保育などのサービスを確保することができた。

支援対象施設	障がい者福祉サービス施設	63 施設
	高齢者福祉施設	134 施設
	医療機関等	135 施設
	保育園等	30 施設
	幼稚園	8 施設
支援金支給額		61,200,000 円

## (2) 事業実施による事業効果の分析

事業ごとの事業効果を検証した結果、交付金を活用した事業により、得られた事業効果としては、以下の3つが挙げられる（事業の重複あり）。

① 高齢者など低所得世帯への支援により経済的な負担感を軽減

低所得世帯においては、生活に密接なエネルギー価格、食料品などの物価高騰による影響はより大きく、また、高齢者の年金生活者は、物価が高騰しても年金受給額がすぐに増えるわけではなく、より経済的な負担が大きい。そうした中で、住民税非課税世帯及び均等割りのみ課税世帯に対し1世帯あたり10万円や、住民税非課税世帯1世帯あたり5万円を給付することにより、低所得世帯の負担軽減につながった。

2事業・事業費5億1,222万8,258円・交付金充当額4億5,969万3,610円

- ・低所得者支援・定額減税補足給付金事業（R6）（住民税非課税世帯等）
- ・低所得者世帯重点支援臨時給付金事業（住民税非課税世帯）
- ・低所得者世帯重点支援臨時給付金事業（上乗せ給付）

② 子育て世帯への支援により経済的な負担感を軽減

子育て世帯においては、エネルギー価格、食料品などの物価高騰により、経済的な負担感が増加した。そうした中で、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対し、子ども1人あたり5万円及び2万円の支援金（こども加算）の給付や、物価高騰分を給食費に転嫁せずに据え置きとすることにより、子育て世帯の経済的負担の軽減につながった。

3事業・事業費1億715万2,713円・交付金充当額1億609万9,910円

- ・低所得者支援・定額減税補足給付金事業（R6）（こども加算）
- ・低所得者世帯重点支援臨時給付金事業（こども加算）
- ・市立小中学校・保育園・幼稚園の給食費保護者負担の軽減

③ エネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受ける医療・介護・保育施設等への支援による事業の継続

障がい者福祉施設、高齢者福祉施設、保育施設、医療機関等については、利用料金等が公定価格により決定される等、施設で自由に利用料金等を設定できないことからエネルギー・食料品価格などの物価高騰による光熱水費や燃料費などの増加が事業に与える影響は大きい。

事業者に対する支援金の支給による事業継続支援を行い、市民が利用する福祉・医療・保育などのサービスを確保した。

1事業・事業費6,120万円・交付金充当額5,130万円

- ・施設への物価高騰対策臨時支援金

## 4. まとめ

### (1) 物価高対策にむけて

令和6年度は、物価高騰の影響を特に受ける子育て世帯や高齢者、中小事業者に対する支援を、支援金の給付、給食費の保護者負担軽減という形により行い、特に支援が必要な人たちへの支援ができたのではないかと考える。また、交付金による物価高騰対策については国の事業ではあるものの、本市が重点施策として行う「子どもの笑顔と子育て世代の安心づくり」や「地域・経済の元気づくり」に沿って事業選定、事業構築することによってより効果の大きいものとなった。

### (2) 臨時交付金の課題、問題点

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金においては、令和6年度も引き続き、国が低所得世帯への給付内容を一方的に決定し、本来国の役割である物価高騰対策を地方に押し付けることが横行している。地方に裁量がない事業であるにも関わらず、地方単独事業として扱われ、給付金事業については、早期給付の遅延は各市町村の責任とされる。また、発表から給付開始までの期間が短く、市町村は予算措置や事業の準備を早急に行わなければならない。このように、地方自治体職員に過度な負担を強いているにも関わらず、職員人件費は対象外経費とされている。

当該交付金制度は国が地方を下請けとする仕組みであるため、早期の廃止を願う。給付金事業を実施するのであれば、国が一律で給付する仕組みを構築していただきたい。